

**平成17年度「魅力ある大学院教育」イニシアティブ 採択教育プログラム 事業結果報告書**

教育プログラムの名称 : 発信型研究者養成を目指す法学・政治学教育  
機 関 名 : 名古屋大学  
主たる研究科・専攻等 : 大学院法学研究科総合法政専攻  
取組実施担当者名 : 石井 三記  
キ ー ワ ー ド : 法学教育、立法学、比較法、比較政治、開発法学

## 1. 研究科・専攻の概要・目的

名古屋大学は、研究と教育の創造的な活動を通じて「世界屈指の知」を創成し、「論理的思考能力と想像力に富んだ勇氣ある知識人」を育てることを使命としている（名古屋大学学術憲章）。数々の世界的企業を生んだ「ひと」を育成した風土のもと、たゆまぬ努力により豊かな文化の構築に貢献してきた本学は、既存の権威にとらわれない自由・闊達で批判的な精神に富んだ学風をもつ。

この学風の上に本学は、従来の専門に基づく領域型8研究科の拡充（大学院重点化）を行ない、法学部も組織の中心を「学部」から「大学院法学研究科」に移行した。これは、大学院を拡充し、そこを中心として多様な人材を養成することを目的とし、この改革は、近年における学問の高度化や高度な専門的知識を備えた人材に対する社会的ニーズに応えるためのものである。

さらに、2004年4月には、新たな法曹養成制度の基幹として法科大学院（ロースクール）が設立された。これに伴い、大学院を「実務法曹養成専攻」と「総合法政専攻」とに改組した。

「実務法曹養成専攻」いわゆる名古屋大学ロースクールでは、中部日本の基幹大学として、自由な共生社会を支え、広い国際的関心と視野を持つ法曹の養成を目的としている。具体的には、国際社会の中で積極的に活動することのできる法曹、企業法務に強い法曹、市民生活上の法律問題に関して専門知識を有する法曹、および情報・IT技術に強い法曹の育成を主眼としている点に、特色がある。

今回「発信型研究者養成を目指す法学・政治学教育」プログラムの対象であった「総合法政専攻」には、次の3つのコースがある。「研究者養成コース」は、先進的な学術研究に貢献する法学・政治学の研究者養成行っており、優秀な大学教員を数多く輩出してきた実績・伝統を誇る。「応用法政コース」は、法学・政治学に関する高度な専門的知識を有して社会の中核を担う人材を養成しよ

うとするものである。さらに、本専攻の特色として、「国際法政コース」を設置し、途上国の近代法制整備を担う人材育成を主な目的として英語によるプログラムが開発されている。

本研究科は、上記の通り単に日本国内における研究教育拠点であるにとどまらず、途上国の発展に貢献するという目的のためにその研究成果を活用してきた。アジア法整備支援事業、遠隔教育のための教育手法の開発、留学生教育の質・量双方における拡大など、多くのプロジェクトを有機的に結合させ実施してきた。これらの取組は、「国際的な学術連携」を通じた「世界とりわけアジア諸国との交流」という本学の掲げるミッションに合致するものであり、国際的な通用性を持つ質の高い大学院教育を目指している。

## 2. 教育プログラムの概要と特色

本研究科では、欧米の議論を輸入・適用する現地化（ローカライズ）を中心にしてきた従来の法学・政治学的手法には限界があると認識し、アジア社会の現実の中から新たな法・政治概念を探り、欧米の社会と理論知に対して問い返す世界化（グローバリズ）への転換を目指している。このため、アジア法整備事業を推進するとともに、アジア諸国と欧米諸国の研究機関を結ぶ研究拠点の形成、さらにインターンシップ・教育連携を通じて国内の企業団体等とも結びついた知の多層的ネットワークの形成を進めてきた。その目的は、アジアの伝統的な法・政治の現実の中から新しい秩序像を模索し、世界に通用する議論を・世界に向けて問うことのできる高度の情報発信能力を備えた研究者の養成である。

本事業では、①課程博士論文執筆プログラムなど研究者養成機能の強化、②情報機器を利用した教育手法の改善、③研究計画の推進・組織を実践を通じて身に付けるプログラム（海外研修・インターンシップ）の開発・実施、④基礎知識の幅広い習得と教育経験の蓄積を目的とした

研究評価・指導実習の組織化などを行った。  
 法学・政治学の理論知を発展途上国を中心とした世界の現実に適用するだけでなく、実践の場面から得た経験を理論知へとフィードバックさせ、研究・教育双方にお

いて世界へと伝え得る発信型研究者を養成するプログラムを、従来のプロジェクトの成果を基盤として確立することを主眼としている。

## 発信型研究者養成を目指す法学・政治学教育 (知の多層的ネットワークの活用)

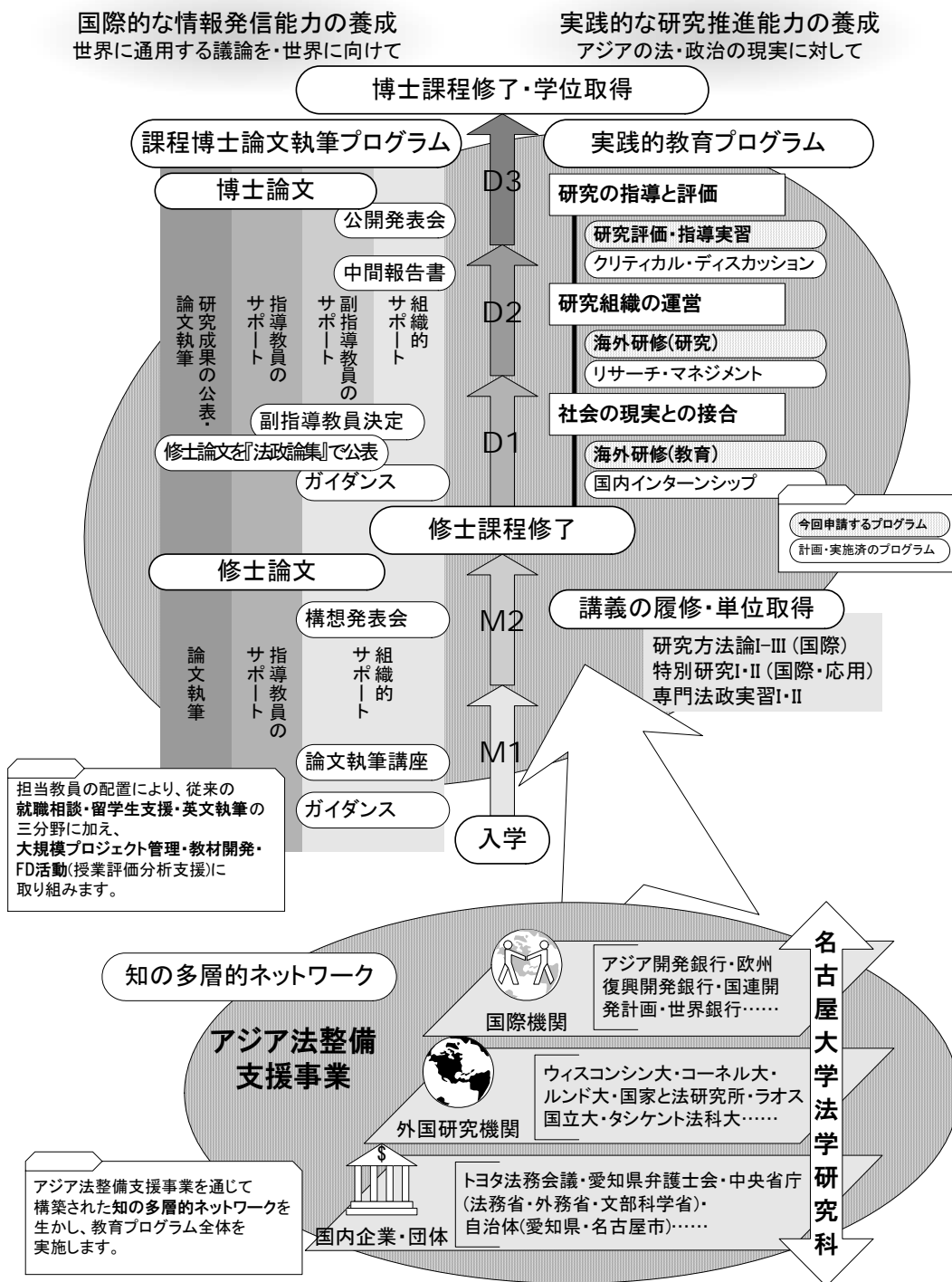


図1: 履修モデル

### 3. 教育プログラムの実施状況と成果

#### (1) 教育プログラムの実施状況と成果

本事業は、本法学研究科がアジア法整備支援事業などを通じて蓄積してきた知の多層的ネットワークを活用し、世界に通用する議論を世界に向けて問うことのできる高度の情報発信能力を備えた研究者を養成することを目標にして、具体的には、「大学院生の主体的な研究会運営」と「優秀な大学院生の海外研修」のふたつを柱にしている。

プログラム名称のキーワードともいうべき「発信型」ということばには、二つの意味がこめられている。一つは学問内容面にかかわることで、輸入適用型の学問から発信型の学問への転換ということである。すなわち、従来のわが国の法学・政治学は、歴史的な経緯からして、欧米の学問を輸入し、適用する側面に重点がおかれていた。しかし、その手法の限界を認識し、アジア社会の現実の中から、たとえば、従来は前近代的なものとして切り捨てられていたような社会規範や社会秩序から、新たな法・政治概念を打ちたて、世界に向けて問い返すような研究の構えも必要だと考えている。

もう一つの意味は、研究者養成の過程の中で、「発信型」というべき研究手法を積極的に学び、修得していくということである。具体的には、大学院生も国際的な情報発信能力を身につけて、早い段階から共同研究を立案組織したり、国際シンポジウムのプロジェクトに携わったりして、研究マネジメントの修練を積んでいくことを考えている。

#### ● 大学院生の主体的な研究会運営

大学院生の主体的な研究会については、下記7つの研究会が大学院生によって自主的に運営された。

- ・ 国家理論研究会
- ・ フランス法史読書会
- ・ 比較会社法研究会
- ・ 欧州政治研究会
- ・ 比較行政法研究会
- ・ 電子社会における法研究会
- ・ 現代民主主義における法と政治

そのほかにも、2006年6月に開催された論文執筆講座のように、個々の研究会の枠を超えて取り組む講座も存在する。それらの研究会は、他大学からの招聘講師やそのための種々準備活動も含め、全て大学院生のイニシ

アティブにより運営されているところに特徴がある。院生主体の研究会を促進する本事業は、共同研究を組織できるプロジェクトの企画・立案・実現をする運営管理能力を培い、又、知識や経験の共有においても非常に重要な役割を持つものと考えられる。また、「魅力ある大学院教育」が採択されている早稲田大学大学院法学研究科とのジョイント企画も開催された。このように、他大学との連携も視野に入れた、今後の拡大的な発展に向けての様々な試みが行われた。



写真1：欧州政治研究会の様子

#### ● 優秀な大学院生の海外研修

この大学院生の海外研修は、法学研究科総合法政専攻「魅力ある大学院教育」イニシアティブの、研究会とならぶ大きな柱の1つであり、また、本法学研究科の特色を生かしたユニークな取組みになっている。これは、優秀な大学院生を選抜し、同じ大学院生をアジアの法整備支援対象国と欧米先進国の2ヶ国に送り出して研修を積ませるといったものである。

この取組みの狙いは、欧米とアジア両国の法および政治制度、法学教育等に触れることで、両者の架け橋となる人材を育成すること、海外の研究拠点において、日本の法律や政治制度についての教育経験を積むことである。

平成18年度は、7名の院生を選抜し、9ヶ国に派遣した。派遣前には、英語・フランス語をはじめとして、クメール語に至るまで海外研修の派遣者を対象に、外国語講座を開設した。本講座は、海外研修派遣者以外にも法学研究科大学院生に対し、広く開放した。

新しい分野、異なる分野にも対応できる柔軟な発想力を育成すると同時に、たとえば、ウズベキスタン、モンゴルにて開設された名古屋大学日本法教育研究センターなどでの日本法政治教育の経験も積んだ。さらには、研

究支援のため、並びに、研修先でのプレゼンテーションのための図書も購入した。

氏名	派遣国	派遣大学	期間
傘谷祐之	フランス	エクス・マルセイユ第3＝ポール・セザンヌ大学	06.10.01～06.11.04
	カンボジア	王立法経大学	06.11.12～06.12.08
加藤雅俊	オーストラリア	オーストラリア国立大学	06.09.07～06.12.04
	モンゴル	モンゴル国立大学	06.05.11～06.06.02
小林 智	フランス	パナトン＝アサス大学 (パリ第二大学)	06.06.04～06.08.21
	カンボジア	王立法経大学	06.05.01～06.05.27
土志田佳枝	フランス	パナトン＝アサス大学 (パリ第二大学)	06.05.02～06.07.18
	カンボジア	王立法経大学	07.01.07～07.01.25
松永ゆき	イギリス	シェフィールド大学	06.09.01～07.01.31
	ベトナム	ホーチミン法科大学	06.04.26～06.05.22
山本和志	アメリカ	ジョージタウン大学	06.09.01～06.11.29
	ウズベキスタン	タシケント国立法科大学	06.12.22～07.01.20
吉田 純平	ドイツ	レーゲンスブルグ大学	06.08.15～06.12.26
	ウズベキスタン	タシケント国立法科大学	07.01.12～07.02.01

図2：海外研修派遣者一覧



写真2：日本法センター（ウズベキスタン）での大学院生による講義

● 国際シンポジウムの開催

本事業の総まとめとして大学院生主体での国際シンポジウム「法学・政治学における世界的研究者養成に向けて」を開催した。日本ならびに世界の法学・政治学が魅力あるものであり続けるためには、いわゆる発展途上国の知を含めて西洋や日本の知を捉え返す複眼的な視野が要請されると思われる。こうした世界的な傾向の中で、21世紀を担う日本の研究者養成には何が求められているのだろうかということをテーマに海外からは、フランス・オーストラリア・カンボジアといった海外研修の派

遣先より教員を招聘し、現代社会の新たなニーズに応えられる創造性豊かな若手研究者の養成に関して、活発な議論が行われた。

特に、本シンポジウムでは、招聘者、テーマの選定、さらにはマネージメントに至るまで、海外研修・研究会参加者およびリサーチアシスタントを中心とした学生の主体性を重んじ、マネージメント能力の育成を目指した。

○プログラム：

09:30-10:00 開場、受付開始

<午前の部>

10:00-10:30 開会式

開会挨拶 松浦好治（名古屋大学大学院法学研究科長）

シンポジウム趣旨説明 石井三記（名古屋大学大学院法学研究科総合法政専攻長）

10:30-11:30 講演（1） *Law Higher Education and Research in France*

ジャン＝ルイ・アルペラン（高等師範学校社会科学科長、フランス）

11:30-12:30 講演（2） *Essential Training for “Good” Political Scientists: A Personal Opinion*

堀内勇作（オーストラリア国立大学上級講

- 師、オーストラリア)
- 12:30-14:00 昼食休憩  
 <午後の部>
- 14:00-15:00 講演 (3) *Legal Education of Graduate Program in Cambodia*  
 ホア・ペン (王立法経大学教授、カンボジア)
- 15:00-15:15 コーヒー・ブレイク
- 15:15-17:15 院生報告  
 研究会企画・運営者の部  
 「欧州政治研究会」より  
 安武裕和 (名古屋大学大学院法学研究科博士課程後期課程)  
 「国家理論研究会」より  
 佃貴弘 (名古屋大学大学院法学研究科博士課程後期課程)  
 海外研修参加者の部  
 「アメリカ/ウズベキスタン」  
 山本和志 (名古屋大学大学院法学研究科博士課程後期課程)  
 「フランス/カンボジア」  
 傘谷祐之 (名古屋大学大学院法学研究科博士課程前期課程)
- 17:15-17:30 まとめ  
 閉会挨拶 増田知子 (名古屋大学大学院法学研究科教授)



写真3: ジャン＝ルイ・アルペラン教授講演

● その他の活動

【日本学術振興会特別研究員応募】

大学院生の特別研究員への応募をバックアップのため、大学院生の特別研究員への応募用紙を、8名の教員から

構成された「魅力ある大学院教育」イニシアティブ実施委員会にて添削を行った。それにより、前年度に比べて応募の件数が増加した。

【授業・指導アンケート実施】

課程博士論文執筆のプログラムに関して、その重要な基礎を成している、大学院における授業・指導に対する感想・意見を収集し、大学院における教育および研究指導の改善・充実を図った。紙面でのアンケートに加え、ヒアリングも実施した。

【インターナショナルアドバイザーボード】

2006年10月には、第2回名古屋大学インターナショナル・アドバイザー・ボード (国際諮問委員会) が開催された。インターナショナル・アドバイザー・ボードは、本学の学術研究・教育の充実・発展を図るため、総長の諮問機関として設置された委員会で、委員はノーベル賞受賞者3名を含む国内外の著名な学識経験者7名で構成され、国際水準に照らした評価に基づく助言等を行うものである。

平成17年度は高等研究院の研究活動を中心に諮問がなされ、平成18年度は本学の大学院教育をテーマにして、「魅力ある大学院教育イニシアティブ」事業や、「21世紀COE拠点形成プログラム」の取組みにつき、法学研究科を含む6研究科の事例を紹介しながら、①明確な人材養成目的に基づいた大学院教育の実現、②世界最高水準の教育研究拠点の形成、③大学院教育の国際的な水準の保証、の3項目について大学院教育の重点課題を提示し、大学院教育のあり方に関する助言や質疑応答が行われた。

本事業に係る具体的な成果として、まず挙げることができるのは、大学院生の主体性を引き出す契機となったことである。研究会の立ち上げについては、7件の研究会が出てきて、外部講師を招いた研究会では、準備会を重ねて実施されたし、さらに、他大学と共同での研究会を組織して、切磋琢磨する機会ももつことができるなど、活発な活動がなされた。その集大成として、平成19年2月に開催された国際シンポジウムが大学院生の主体的な運営によって実施されたことは特筆に値する。

次に、大学院生の海外研修だが、本研究科の特色を生かしたアジア法整備支援対象国と欧米先進国の2か国に派遣して、複眼的な視点を持たせるプロジェクトは、

大学院生に広い視野を養ってもらおう点で好評であった。応募者も予想を越えて多く、2次の選考を経て、送り出された大学院生は自分の研究テーマで格段の進展を得ることができただけでなく、アジアと欧米の2つの国を実際に見てくることで、複眼的な視野の広がりや身に付けることができた。それと同時に、受け入れ先との交渉過程で、相手側の関心も呼び、学术交流の面での進展も見られ、たとえば、パリ第2大学との学术交流協定も締結されるというような副次的な効果もあった。

そして、大学院生と教員スタッフの双方で学位論文執筆に向けての意識が大きく向上したことが本事業の大きな成果である。教員側でもイニシアティブ実施委員会を中心として、教授会や教授会懇談会の場で、とくに法科大学院のスタッフ養成も視野に入れた大学院教育の問題を議論できた。

## (2) 社会への情報提供

### 【ホームページの作成】

<http://mcguffin.nomolog.nagoya-u.ac.jp/TLA/initiative/>

本事業の主旨ならびにスケジュール等を公開し、研究科内外に向けた情報公開の場として活用された。

### 【報告書の作成】

- 名古屋大学「魅力ある大学院教育イニシアティブ」早稲田大学「開かれた政治経済制度の構築(GLOPE)」合同プロジェクト『欧州政治研究会 2006 年度研究報告集』



早稲田大学とのジョイント企画で行われた「欧州政治研究会」での報告内容を集約し、掲載している。本報告書は、研究の成果を公開するとともに、「院生間ネットワークの形成」としての意味合いも期待されている。

- 「魅力ある大学院教育」イニシアティブ「発信型研究者養成を目指す法学・政治学教育」プログラム『海外研修報告書』



H18 年度には、7名の大学院生を選抜し、海外研修に派遣した。本報告書は、その成果ととりまとめたものである。

## 4. 将来展望と課題

### (1) 今後の課題と改善のための方策

2 年間にわたる本事業の課題としては、法科大学院との連携が挙げられる。本研究科は、法曹養成を行う「実務法曹養成専攻」と研究者・高度な専門知識を有する人材を育成する「総合法政専攻」の2つから構成されている。本事業の対象となっていたのは、後者のみであり、今回法科大学院の学生は対象となっていなかった。今後は、本研究科の特徴を生かした、発信型の研究養成のプロジェクトに、法科大学院の学生も、積極的に取り込んでいくことは、法整備支援対象国のニーズとも考え合わせると重要な課題と位置づけることができるだろう。

そこで、これまでに蓄積してきたアジア諸国法研究・法整備支援研究の成果を教育に還元し、研究・実務の両面において世界的規模で活躍できる若手研究者・実務家を育成するための本格的な「アジア諸国法研究者・法整備支援専門家育成プログラム」を大学院法学研究科、国際開発研究科を横断するプログラムとして立案する。

### (2) 平成19年度以降の実施計画

上記のプログラムの実施にあたり、現在、法科大学院、法政国際教育協力研究センター、大学院国際開発研究科を含めた学内の4機関の協力によるプロジェクトとして提案している。本プログラムでは、具体的に以下の4つの内容を想定している。

- (1) 外国の著名なアジア諸国法研究者・法整備支援研究者を短期間招聘し、講義・演習を実施すると共に、国内外のアジア諸国法研究機関や法整備支援機関の第一線にインターンとして参加することにより、**法学研究科・国際開発研究科の日本人院生**を世界的規模で活躍できるアジア諸国法研究者として育成する。
- (2) **法整備支援の最前線にいる法律実務家**が、修士・博士の学位を取得し、再び法整備支援や国際機関で活躍することを支援する。
- (3) **法科大学院・司法修習を修了した若手弁護士および法曹**が、博士課程の本プログラムで理論研究を行うと共に、国内外のアジア諸国法研究機関や法整備支援機関の第一線にインターンとして参加することにより、**法整備支援専門家**として世界規模で活躍できる人材に育成する。
- (4) **法学研究科・国際開発研究科で学ぶ留学生**が、修士・博士の学位を取得し、帰国後にアジア諸

国法研究・法整備支援のカウンターパートとして活躍すると共に、当該国の法改革で長期的に活躍できる人材となるよう、アジア諸国法研究・法整備支援の理論研究を行うと共に、日本・外国・国際機関による法整備支援の比較研究を帰国後も自力で行えるよう育成する。

本プログラムによって開催される外国人研究者の講義は教材として出版され、全国の学部・修士課程・博士課程・法科大学院でも利用できるよう考慮する。また、招聘する研究者は、法学者のみでなく、当該分野に関わる幅広い学問分野から招聘することにより、隣接分野も含めた学際的で複眼的な思考のできる研究者・実務家を養成するよう配慮する。

## 「魅力ある大学院教育」イニシアティブ委員会における事後評価結果

<p>【総合評価】</p> <p><input type="checkbox"/> 目的は十分に達成された</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 目的はほぼ達成された</p> <p><input type="checkbox"/> 目的はある程度達成された</p> <p><input type="checkbox"/> 目的は十分には達成されていない</p>
<p>〔実施（達成）状況に関するコメント〕</p> <p>本教育プログラムは、「アジア法整備支援事業などを通じて蓄積してきた知の多層的ネットワークを活用して、世界に通用する議論を世界に向けて問うことのできる高度の情報発信能力を備えた研究者」を養成することを目標とする。この教育プログラムの目的に沿って、7件の研究会、国際シンポジウムの大学院学生主体の開催・運営、アジア法整備対象国と欧米先進国への海外派遣・研修などがほぼ計画通りに実施され、大学院教育の実質化に大きく貢献していると評価することができる。「発信型研究者養成」は、法学部門では重要な視点であり、大いに波及効果も期待される。</p> <p>本教育プログラムの活動状況は、ホームページ、報告書などを通じて積極的に公表されている。</p> <p>世界的に活躍するアジア諸国法の研究者育成は、事業終了後も継続的に進められる必要があり、今後は、そのためにとられるべき対応措置の工夫が一層望まれる。</p>
<p>（優れた点）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「大学院生の主体的な研究会運営」と「優秀な大学院生の海外研修」を柱とする本プログラムは、上記のとおり、当初の計画の遂行を通して、一定の成果を挙げ、「発信型」と名づけられる新しいタイプの研究者の登場を期待させる面がある。特に、本事業の総まとめともいえるべき国際シンポジウム「法学・政治学における世界的研究者養成に向けて」の開催、及び、大学院教育の重点課題を提示した名古屋大学インターナショナル・アドバイザリー・ボード（国際諮問委員会）の開催は、本教育プログラムの充実を端的に示すものとして貴重である。</li> </ul> <p>（改善を要する点）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 課題である法科大学院との連携、課程博士の学位授与数の増加に関しては、引き続き改善への取組が望まれる。</li> <li>・ 世界的規模で活躍できるアジア諸国法研究者の育成をはじめとする今後の実施計画は、意欲的であるものの、その実現可能性を示す具体的な計画の策定が望まれる。</li> </ul>